

広報さなごうち増刊号

つ

づ

く

む

ら

さ

な

ご

う

ち



目次

「つづくむら さなごうち」

●目次

●～佐那河内村の取組状況がまるわかり！～

『スピードアップする佐那河内村』

佐那河内村長 岩 城 福 治

- ・ 佐那河内村地方創生総合戦略『4つの基本施策』…………… 3
- ・ 各取組の位置づけ…………… 4
- ・ 財政状況…………… 5
- ・ 各取組状況…………… 6～14

●副村長・教育長の挨拶

●令和元年度 各課紹介

総務課……………16	保育所……………27
出納室……………16	企画政策課……………28
産業環境課……………17	教育委員会事務局……………29
住民税務課……………20	学校給食センター……………30
建設課……………21	議会事務局……………31
健康福祉課……………23	

●現庁舎の案内図

●お問合せ

佐那河内村の取組状況がまるわかり！

スピードアップする 佐那河内村



佐那河内村長
岩城 福治

昨年の行政座談会でいただいた、村民の皆さまのご意見をもとに、広報さなごうち増刊号を発行しました。人口減少が深刻度を増すなか、スピードアップする村の取組を、佐那河内村地方創生総合戦略のもとに、わかりやすくご報告します。

■佐那河内村地方創生総合戦略『4つの基本施策』

佐那河内村地方創生総合戦略と人口ビジョン（平成27年度～令和元年度）



平成27年、佐那河内村の将来の人口ビジョンにより明らかになった、待ったなしの人口減少問題に立ち向かうため、佐那河内村地方創生総合戦略を村として策定しました。

総合戦略は、「県唯一の村の「わ」を次世代に向けて育む」という基本理念のもと、次の4つの基本施策を柱としています。

1. しごと・雇用を創出する



2. 新しい人の流れをつくる



3. 若い世代の結婚・ 出産・子育ての 希望をかなえる

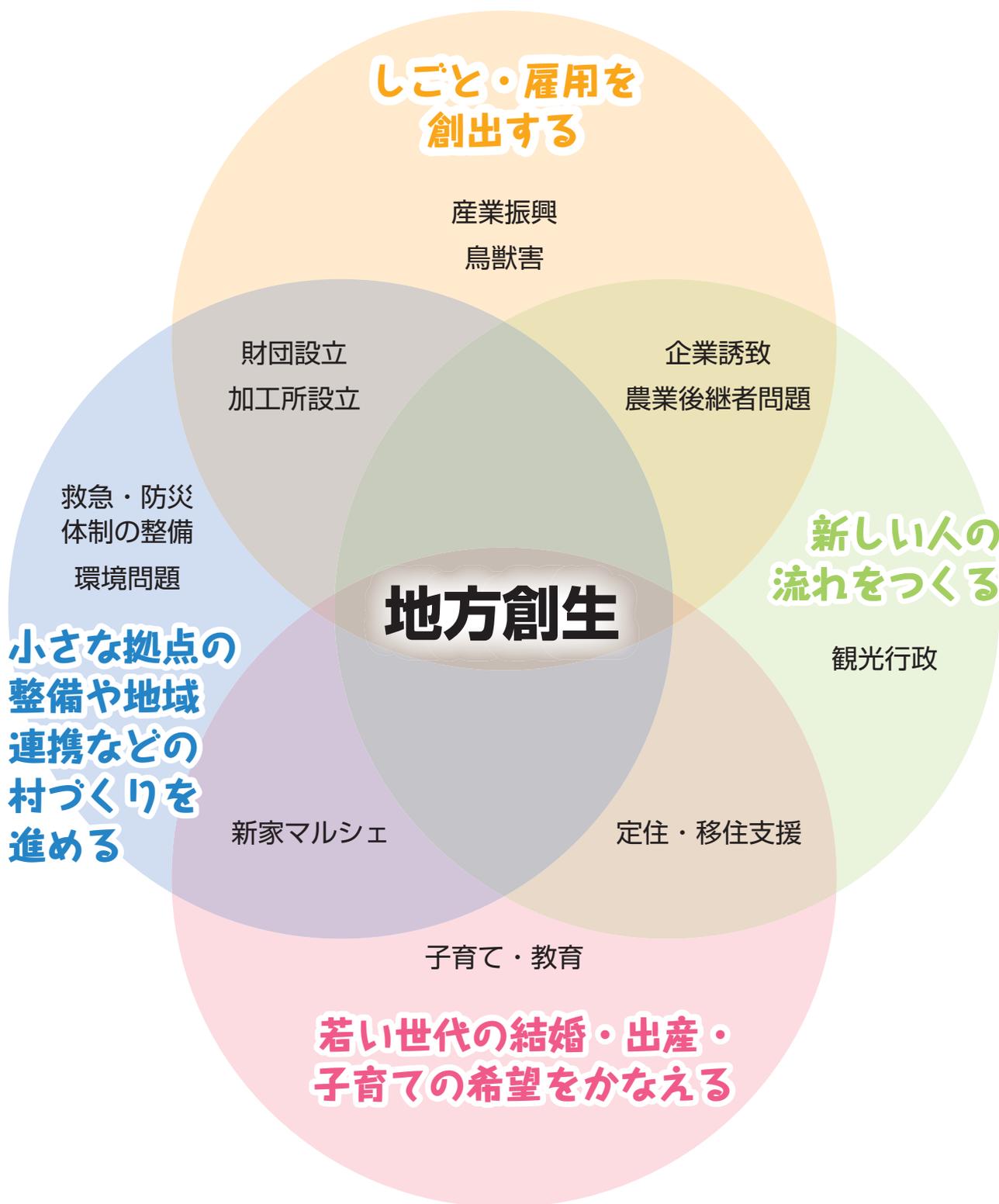


4. 小さな拠点の整備や地域連携 などの村づくりを進める

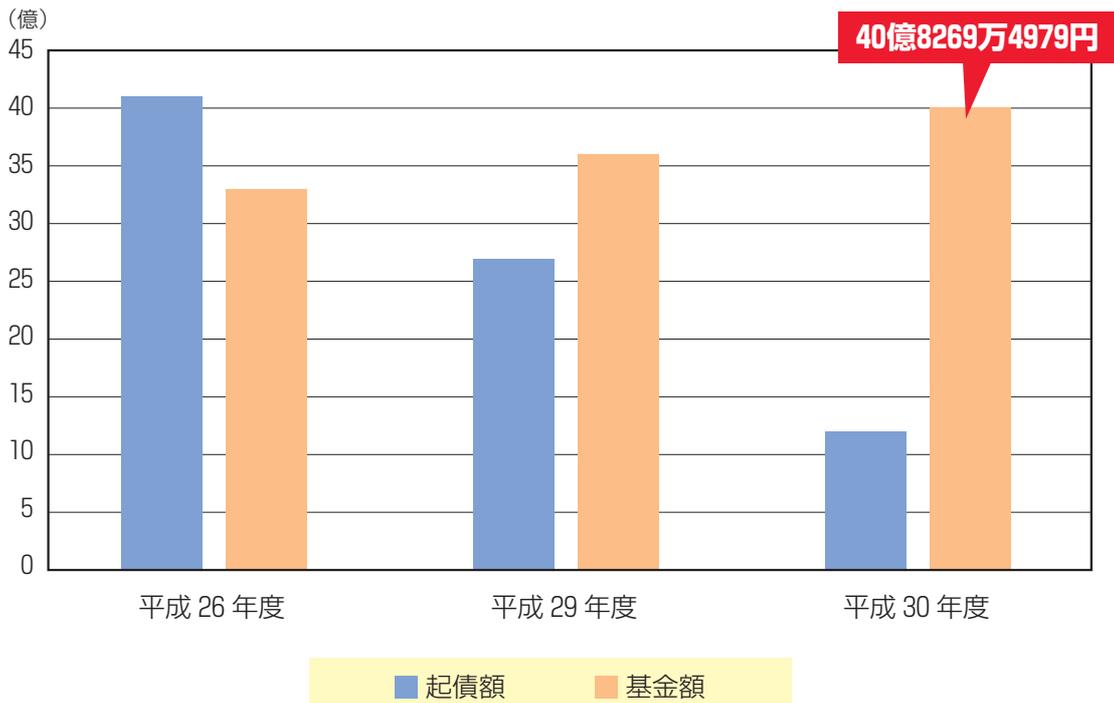


各取組の位置づけ

Sanagochi // Special issue



起債額・基金額の推移



本村の財政は平成27年度～令和元年度にかけて、起債額が大幅に減り、基金額が増加しています。しかし、今後の地方交付税の減少や庁舎建設などの大型公共工事での起債が予測されるため油断は出来ない状況であり、かつ本村の財政は自主財源に乏しく、国からの交付金に大きく依存せざるをえない財政構造であることや財源を大きく担う地方交付税が減少傾向であることが予測されることから、今後も国の動向を注視して、堅実的な財政運営を心がける必要があります。



各取組状況

Sanagochi ///// Special issue

企業誘致

- 住民の幸福な暮らし、地方創生、仕事の創出
村の発展のため企業誘致を推進します。

産業振興

- すだち収穫マッチング事業開始（平成 29 年度～）

無料職業紹介所を設置し、求人者・求職者を募集し、すだち収穫のマッチング事業を実施しています。

平成 29 年度 求人者 6 人 求職者 8 人

平成 30 年度 求人者 7 人 求職者 9 人

- 新規作物「白ネギ」「実山椒」の試験栽培開始（平成 28 年度～）

徳島農業支援センター、JA 徳島市、佐那河内村で組織する佐那河内村農業指導班にて、軽量作物として阿波の白ネギ「ふゆわらべ」及び実山椒を導入しています。平成 30 年度は阿波の白ネギ「ふゆわらべ」の栽培農家 19 軒、実山椒は 19 軒となっています。栽培農家の定着に向け、今後も研修会を開催するなど支援を行っていきます。



— 栽培講習会 —



— 生育状況 —



— 出荷状況 —

- 大川原高原牛、佐那河内村産みかんのブランド化（平成 29 年度～）



— 大川原高原牛 —



— マルチみかん旨果 —



— 十万みかん極 —



— 雨よけ完熟みかん

あまあま —

●補助金の新設および拡充（平成30年度～）

各種補助金の新設および拡充を行いました。

- 園内作業道 10m以上、2戸以上（拡充）（平成30年度～）
- 苗木補助 個人での購入にも補助（拡充）（平成30年度～）
- 根株処理補助 改植などによる根株処理の補助（新設）（令和元年度～）

●佐那河内ふれあいまつり（平成12年度～）

農林業の振興と村民の文化高揚を図り、産業経済文化の向上と、人と人とのふれあいの場を提供することを目的として、「佐那河内ふれあいまつり」は開催されています。始まりは昭和37年度に「みかんまつり」として開催して以来、昭和45年度に「産業文化祭」平成12年度に「ふれあいまつり」と名称を変え、今年度の「ふれあいまつり」は20回目をむかえます。農林産物の品評会、文化作品の展示、ステージイベント、各種団体による出店などにより、村内外から多くの来客で賑わっています。



——— 佐那河内ふれあいまつり ———

●ふるさと納税（平成28年度～）

	平成27年度	平成30年度
寄附件数	14件	22,508件
寄附金額	2,125,000円	512,816,756円

ふるさと納税制度を活用し、寄附金額が4年で約241倍に！
村内の産品を取り扱うことで、村内産業の活性化にもつながっています。



——— 佐那河内村 ふるさと特産品 ———

●農家全戸実態調査（平成29年度）

●集出荷貯蔵設備事業補助金（平成29年度）

JA 徳島市南部営農経済センター果樹選果場の選果機械使用料金の引き下げのための補助



— JA 徳島市南部営農経済センター果樹選果場 —

環境問題

●キエーロ(消滅型生ゴミ処理機)導入(平成28年度～)

村では廃棄物の減量化をすすめるため、生ゴミ削減を目的として消滅型生ゴミ処理機『キエーロ』の導入を決定し、設置推進に向けて事業をスタートしました。

1世帯につき2台まで申し込みを受け付けます。なお、1台あたり1千円の負担金で設置いただけます。



— キエーロ(消滅型生ゴミ処理機) —

●追上で生ゴミ収集開始(平成28年度～)

これまで個人で処理していただいていた生ゴミについて、処理することが不可能な人のために、追上集積所に生ゴミ専用の集積場所を設置し、可燃ごみの収集日にあわせ収集を開始しました。

●高齢者世帯へのゴミ収集開始(平成29年度～)

毎週の収集日に地域の資源ゴミ集積所や、追上集積所までゴミを持ち込むことが困難な高齢者世帯のゴミについて、村が自宅まで収集に伺うこととしました。

●粗大ゴミの収集無料化(令和元年度～)

年4回実施している粗大廃棄物収集の際に徴収していました手数料について、無料としました。

しかし、粗大廃棄物の排出について分別の状態が悪いものがあり、地域の集積所で収集している資源ゴミや廃棄物状態が悪いものは受入れできない場合もあるため、これまで以上の分別をお願いします。

農業後継者問題

●佐那河内果樹アグリスクール開始(平成29年度～)

果樹の栽培技術の向上や栽培技術の継承を目的に「佐那河内果樹アグリスクール」を開校しました。村内外から講師を依頼し、年間10回程度の座学と実習で果樹栽培の技術習得を行っています。

平成29年度は9人、平成30年度は13人が修了しました。



——— 佐那河内果樹アグリスクール ———

鳥獣害対策

●狩猟免許取得補助金の新設(平成30年度)

わな猟狩猟免許取得に関する経費を補助します。

● **鳥獣慰霊碑建立**（平成 29 年度）

● **センサーネットワークを活用した鳥獣害対策システムの導入**
（平成 29 年度）

外部センサーが検知した野生動物に対し、LED 点滅発光と威嚇音により追い払いを行い、夜間対応カメラに録画された映像が確認できます。

● **有害鳥獣捕獲員配置**（平成 28 年度～）

有害鳥獣駆除、被害調査、防護、追い払いのアドバイスなどを行います。



— 鳥獣慰霊碑 —



— 有害鳥獣捕獲専門員 西内守 —

定住・移住支援

● **佐那河内村定住・移住支援・住宅新築等補助金**（平成 28 年度）

村内に定住しようとする人に支援することを目的とし、満 50 歳以下で村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、5 年以上居住する意思がある人に対し、補助金（上限 400 万円）を交付します。

教 育

村では、平成 30 年度から小中一貫教育がスタートしました。「6・3」制度を維持しつつ、小・中両校の教員が相互に乗り入れる授業を充実させることで、9 年間を見据えた教育や一人ひとりの児童・生徒への手厚い指導をめざしています。

また一貫校は特別な時間割が編成できるため、令和 2 年度から始まる小学校での英語教科化などを先行実施するとともに、9 年間一貫した英語教育を進めています。また、総合的な学習の時間を軸に、教科の枠を超えた特色と魅力あるふるさと学習を系統的に展開しています。

小中一貫教育のメリットを生かした上で、自然環境・子育て環境・特色ある教育の 3 本を柱とした、「魅力ある、学ばせたい村」をめざし、グローバルに物事を考える視点を持ち、その視点を活かして地域や社会に貢献することのできる人財育成のため、佐那河内村ならではの「グローバル（※ 1）」な教育実現に向け、次のような取組を進めてきました。

● **放課後英語活動**（平成 28 年度～）

● **小中学生に対する英検・漢検受験料の助成**
（平成 28 年度～）

● **教育技術向上を目的とした教員の研修費助成**
（平成 29 年度～）

● **鳴門教育大学（小学校英語教育センター）との連携
協定締結**（平成 29 年度）

● **小中学校へ外国語教育指導監の配置**
（平成 30 年度～）

など

また、生涯学習（※ 2）を取り巻く環境整備として、これまでに、児童生徒の安全確保の観点から平成 29 年度小中学校に安全対策用防犯カメラの設置、平成 30 年度にはテニスコートの整備などを行ってきました。



— 放課後英語活動 —

今後も村民が生涯に渡って安心して学び続け、成長し続けることができる村をめざして、取り組んでいきます。

※1 グローカルとは、『グローバル (Global, 世界)』と『ローカル (Local, 地域)』を掛け合わせた造語

※2 一人の人間が一生の間に、家庭教育、学校教育、社会教育という3つの教育の場面で、何度も繰り返し学び続けることで成長し続ける様子を生涯学習という

子育て

●保育所遊具の設置 (平成30年度)

現在の保育所は建替から約20年が経ち遊具などの老朽化が進行していましたが、子どもたちが安全で安心して遊ぶことができるように、平成30年度に遊具の改修を行いました。また、ふるさと納税寄附金を活用し、大型プールの購入をしました。今、毎日子どもたちが外で元気に遊んでいます。



保育所遊具

●出生祝い金の増額 (平成30年度～)

新生児の出生を祝福し、祝金と祝品を贈呈します。(村に永住予定であるなどの要件があります。)

祝金 第1子・第2子5万円 (平成30年度から)、第3子以降10万円

祝品 古代米のセット

福祉

●大人のおむつ事業開始 (平成28年度～)

介護の必要な高齢者などに紙おむつを支給することにより家族介護の負担軽減を図ります。

紙おむつおよび尿とりパットや対象者1人につき月7千円以下の助成を行っています。

●ひとり暮らし、誕生日訪問 (平成30年度～)

75歳以上ひとり暮らしの高齢者を対象に誕生月に在宅訪問することにより日常の状況把握と交流を図ります。

●乳児おむつの助成 (平成27年度～)

乳児を養育している保護者などに対し、乳児用おむつ購入代金(乳児1人につき月額5千円以下)を助成することにより、子育て支援を図ります。



ひとり暮らし、誕生日訪問

●訪問理・美容サービス事業（平成27年度～）

美容院または美容院に出向くことが困難な在宅の人が、自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師（村内に住所を有する人で理・美容所開業している人）の出張費（1回2千円以内、年間6回まで）を助成しています。※利用料などに係わる費用は自己負担。

●徳島バス嵯峨路線廃止対策（令和元年度）

アンケート結果を踏まえ、令和元年10月のダイヤ改正時に徳島バスの嵯峨路線を廃止させていただくことになりました。

代替措置として、本谷路線の停留所までのタクシー無料利用制度の検討を行っています。

救急・防災体制整備

●救急救命士の配置（平成29年度～）

非常備消防の本村における救急体制の改善を図るため、平成29年度から救急救命士1人を配置し、平成30年度に更に1人を配置して、現在2人体制で日中の患者搬送業務にあたっています。

救急救命士の配置により、適切な応急処置や医師へのスムーズな引き継ぎができるようになりました。

●消防団員の報酬の引き上げ（平成29年度）

非常備消防の本村では、消防団は消防・防災の要であることから、消防団員の処遇改善を図るため、平成29年度に消防団員の報酬を大幅に引き上げました。

●消防団各分団詰所の整備（平成26年度～）

消防団活動及び各種消防用資機材の充実を図るため、消防団各分団詰所の整備を順次行っています。

平成26年度に第1分団詰所、平成28年度に第5分団詰所を現在第3分団詰所を整備し、令和元年度に完成する予定です。

●女性消防隊結成（平成29年度）

消防団の重要性や役割が年々増加するなか、女性ならではの視点で地域住民の安全・安心を確保するため、主として火災予防や地域防災などの広報・啓発の役割を担う女性消防隊を結成しました。

●大川原高原家族旅行村防災ヘリ着陸場設置

（平成28年度）

標高の高い大川原高原には大勢の観光客などが訪れることから、火災等災害や滑落などの事故に備え、防災ヘリなどの緊急離着陸が可能なヘリポートを整備しました。

●ソーラーLED街路灯の整備（令和元年度）

これまで街路灯については、四国電力からの寄贈により電柱に設置する方式で整備がされてきましたが、電柱のない場所への設置の要望が多数あることから、令和元年度にふるさと納税を活用し、村全体で100基分のソーラーLED街路灯設置の予算を確保し、各常会が主体的に設置を行う費用について全額補助を行うこととしています。



— 女性消防隊 —



— 大川原高原ヘリポート —

●消防団各分団に油圧ジャッキを配備（令和元年度）

大規模災害時の家屋倒壊時などに使用する救助用機具として、令和元年度予算で消防団各分団に2種類の油圧ジャッキを配備することとしています。

●消防団各分団にIP無線機を配備（令和元年度）

通信体制の整備は災害現場で最も重要な事項であることから、現在のアナログ式無線機に加え、令和元年度予算で消防団各分団に携帯電話の回線を使用したIP無線機を新たに配備することとしています。

村内インフラの整備

●新庁舎進入路工事開始（平成30年度～）

旧佐那河内中学校の跡地に役場新庁舎が建設されます。このため、敷地西側へ進入路を建設しています。進入路は、延長135m 全幅6.5mの2車線道路です。平成30年8月から着手して、今年末には仮設の舗装までの完了となります。なお、新庁舎完成時に舗装工事を行います。

●役場新庁舎建設工事（令和元年度～）

平成30年度から役場新庁舎の基本設計及び実施設計を行っています。今年の初冬に実施設計を完了し、年内に建設工事を発注する予定です。工期は約14ヶ月を見込んでいて、役場新庁舎は令和3年2月頃、令和3年5月の連休明けに供用を開始することとしています。

●住宅整備事業開始（令和元年度）

今後、可能な限り積極的な住宅施策に取り組む。美しい豊かな風景が魅力であり、かつ、徳島市と隣接した利便性を活用した住宅整備を図ります。

令和元年度は分譲地整備からはじめます。

●国道438号一ノ瀬工区改良工事開始（令和元年度予定）

平成当初から計画があった国道438号上八万バイパス一ノ瀬工区改良事業は地元説明会・用地交渉など用地関係事務が概ね完了し、本年度より改良工事に取りかかることとなりました。

改良工事の区間は、徳島市上八万町西地から佐那河内村下字一ノ瀬までの約1.5km・全幅8.0mの2車線道路となり、途中2箇所のトンネルが建設されます。

●西ノハナ歩道整備（平成30年度）

国道438号は西ノハナ地区において、歩道整備工事を行っています。小中学校の児童生徒をはじめ、歩行者が安全に通行できるよう、延長約300m・歩道幅員2.5mで整備を行っています。

現在は、一里松橋北詰から西へ約200mの整備が完了し、残り約100mについては工事着手に向けて準備中となっています。

●高森東谷地区砂防工事開始（令和元年度予定）

役場裏の高森東谷は、猛烈な豪雨時には土石流が発生するおそれがあるため、土砂災害危険区域に指定されています。保育所・小中学校・国道438号などの公共施設や民家を土砂災害から守る目的で、徳島県において砂防ダムの建設を進めます。

砂防工事は、今年夏頃には進入路の拡幅工事から着手することとなっています。

開かれた村政

●早わかり村の予算説明書の配布（平成29年度～）

村民の皆さまに村の諸事業へのご理解をいただくとともに、村民の皆さまが各種制度をご利用しやすいよう、村が行っている補助制度などを分かりやすくまとめた「早わかり村の予算説明書」を作成し、毎年度、各世帯に配布を行っています。

●新庁舎建設ワークショップ実施（平成29年度）

新庁舎基本計画を策定するにあたり、計画段階から住民協働、住民参加を図ることで、利用者（村民および職員）主体の新庁舎とするために、5回の住民ワークショップ、1回の職員ワークショップおよび1回の村議会議員説明会を開催し、そこで出されたご意見やアイデアを基本計画に反映しました。

地方創生

本村では、地方創生事業の目的・到達点は、地方から都市への人口流出による、①地方と都市との経済の格差の解消 ②地方の人口減少の抑制 この2点を大きな目標として取組んでいます。

また、このような時代でも、村民の幸福なくらしが成り立ち、村民が満足される佐那河内村を創生すること。ここにも目標を設定しています。

これまでの、事業展開の継承も当然で運営は引き続き行いますが、新しい方向性の事業展開としては、地域に根ざした、人口減の対策、住みよい村づくり、基幹産業の活性化、何よりも、今、村民、集落の皆さまが地方の創生を感じられる事業の展開をしたいと思っています。

平成27年度

①「人口ビジョンおよび総合戦略」の策定スタート。平成28年3月策定。②移住交流支援センターの設置・運営 ③移住定住支援事業…空き家4戸の改修 ④企業創業支援事業…村内の起業者に設備投資の補助事業費 ⑤集落再生空き家活用促進事業…移住支援団体による、空き家の改修・交流イベント ⑥グローバルな教育の推進…特色ある学びの機会創出・スカイプ授業など多彩な実学を学ぶ環境整備 ⑦佐那河内村総合戦略策定

平成27年度 (平成28年度へ繰越)

①交流事業の拠点、サテライトオフィス、ふるさと産品特産品のブランディングなどの拠点施設「新家」の改修

平成28年度

①一般財団法人さなごうちが11月に設立され、ここが行う移住・継業拠点整備事業の補助。
②村内の事業者・起業者を対象にした、事業承継の意向調査である継業調査事業の委託。

平成29年度

①移住・継業拠点整備事業 ②賃貸物件の確保としての「青家」、転入希望者のお試し住宅「幸家」の改修費。 ③食業工房さなごうちの建設関係（この事業は、本村にはない加工施設、体験施設を整備、地場産品を利用した起業移住者の育成、地域資源を利用した加工品の製造、販売施設を整備し、体験型ビジネスが展開できうる施設を併用しています。）

平成30年度

①移住・継業拠点整備事業として、28年度から3年目になり、一般財団法人さなごうちが行う地方創生事業の補助。

観光行政

●大川原高原、佐那河内村の看板設置(平成29年度)

大川原高原にある案内看板を損傷が激しいためリニューアルしました。佐那河内村の観光スポットなどが掲載されていて、佐那河内村の魅力をPRし観光誘客人口増の促進を図ります。大川原高原へお越しの際にはぜひ、ご覧になってください。



— 大川原高原、佐那河内村の看板設置 —

地域連携拠点の整備

●一般財団法人さなごうち設立(平成28年度)

平成28年11月から佐那河内村の特性や地域資源を生かした村づくりを積極的に推し進める具体的な取組の一つとして、「一般財団法人さなごうち」を設立しました。「一般財団法人さなごうち」では

- 移住・定住・交流の促進に関する事業
 - 遊休不動産活用事業
 - 商業施設の経営に関する事業
 - ふるさとと産品開発事業
 - 農林水産業支援に関する事業及び景観の維持・保全・創造に関する事業
- などを行っています。

●一般財団法人さなごうち事務所 「新家」業務開始(平成29年度～)

村民の皆さまをはじめ、サテライトスペースの利用者、村外の人などにもご利用いただけるよう平成29年度から一般財団法人さなごうちの事務所また平成29年9月からはカフェスペースがオープンしました。さらに、平成31年4月より村内各種団体による村ランチもはじめました。多くの皆さまに、お気軽に立ち寄りいただけるよう、運営しています。



— 新 家 —

●食業工房さなごうち落成(平成30年度)

村では地方創生拠点整備交付金事業を活用して、「しごと・雇用を創出する」、「小さな拠点の整備や地域連携などの村づくりを進める」という各取組の位置づけのもと、「食業工房さなごうち」を建設しました。

村民の皆さまや村内・外の「食」に関する企業や団体、これから起業を考えている多くの人たちにご利用いただけるよう、複数の加工室に充実の設備を揃えていて、調理加工、商品化、販売などすべてがこの施設で実現できます。

また、滞在室やイベント、プレゼンテーションなどが行える交流室も備えています。



— 食業工房さなごうち落成 —



副村長・教育長の挨拶

Sanagochi Special issue

佐那河内村副村長 森脇 昇一

昭和 52 年（1977 年）4 月に佐那河内村役場に就職してから 38 年間、また、平成 27 年（2015 年）12 月から現職 3 年間、本村の村づくりに携わらせていただきましたが、これも村民の皆さまを始め、関係者および職員などの温かいご指導とご支援のおかげであると心から感謝をしています。

さて、我が国では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、平成 17 年（2005 年）に「人口減少社会」に突入していますが、本村でも、資料がある昭和 30 年（1955 年）の国勢調査人口 5,112 人をピークに、毎年人口は減少を続けており、令和 3 年（2022 年）頃には、2 千人を割り込むまでの人口規模となる見込みです。地域の活力維持や持続可能なむらづくりの視点から、人口減少などを見据えた取組は、今後の本村のむらづくりにとって、最も重要な課題であると考えています。

また、「村民の皆さまが幸せと豊かさを実感でき、次世代に夢と希望をつないでいくむらづくり」を進めて行かなければならないと考えています。変化の激しい時代にあっても、確かな拠り所を持ちつつ、柔軟な対応にも心がけ、村長をしっかりと支えさせていただくとともに「村民の人々が主役となるむらづくり」を更にレベルアップしていきたいと考えています。

今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



佐那河内村教育委員会 教育長 大島 千文

夢をもち、学び続けるたのしさを理解し、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育を ～小中一貫教育を核とした、豊かな学び～

佐那河内村の皆さまには、日ごろより教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新元号「令和」がスタートし、社会情勢の変化がますます加速することが予想されています。その変化に対応し、未来社会を支えていくためには、「自ら情報を集めて考え、仲間と考えを深めながら、発信する力」をもつ人材の育成が求められています。

■特色と魅力ある小中一貫教育

平成 30 年度より佐那河内小中学校は、「小中一貫校」へと移行し、小中の系統性を踏まえた 9 年間の教育課程を編成し、特色と魅力ある教育を行っています。小中一貫校として、9 年間を通じた「英語教育」や、村のよさや課題を学び、考え、発信する、「ふるさと学習」を計画的に行うとともに、小中の教職員がダブルの目で子どもを見つめ、補充学習や個別学習、乗り入れ授業として 2 人体制で教える授業を設定するなど、一人ひとりの力を育てるきめ細やかな教育を行っています。

■村ならではの特色ある学びや活動～子どもも大人も～

放課後英語活動における確かな学び、社会教育における、村ならではの特色ある学びや活動の充実を図っています。また、村民の皆さまには、生涯を通して学び続けるための学習機会や活動の機会を提供し、学びの支援をいっそう進めていきます。



各課紹介

(令和元年6月1日現在)

総務課

総務課は、村の財政計画、条例や規則等の制定・改廃、村有財産の管理、消防・防災、職員の給与や人事管理などの業務を行うほか、村行政の総合的な窓口としての役割を担っています。

現在、役場新庁舎の建設事業を行っていて、村民の皆さまに親しまれ利用しやすい庁舎となるよう、新庁舎の建設を進めています。



課長 太尾 勝利



大規模災害時の被害を最小限にするため、日頃からの備えと、災害から身を守る準備をお願いします！

●地域集会施設の改築費などにかかる補助事業

100万円 (財源：村100万円)

- ・新築に対する補助率 事業費の50%以内
 - ・改築などに対する補助率 事業費の50%以内
 - ・イス購入に対する補助金 1脚の上限1千円
- 計画が具体化している場合はお問い合わせください。

●ソーラーLED街路灯整備にかかる補助事業 (令和元年度のみ)

3,300万円 (財源：村3,300万円)

常会が主体的に行うソーラーLED街路灯の設置費用について、原則全額補助します。
村全体で100基の予定で、1常会あたり3基程度を予定しています。

＝固定資産許可委員会＝ 委員 池田 吉信 委員 松村 茂 委員 大西 整

出納室

出納室では、皆さまから納めていただいた村民税や固定資産税などの税金、各種保険料をはじめ、国・県補助金、使用料・手数料などの現金を管理し、各課からの支出に関する書類を審査・確認のうえ支払いをしています。

この収支状況については、毎月監査委員の監査を受け、大切な皆さまのお金を管理しています。

今後においても、法令や予算に照らして、適切な会計処理に努めます。



会計管理者
東條 浩文



出納室では、住民の皆さまが安心して利用できるよう、丁寧な対応を心がけています。

産業環境課

産業環境課は、農業振興（各種農業団体・中山間地域等直接支払制度・有害鳥獣対策）、畜産振興（大川原放牧場）、林業振興（山林境界の明確化事業）、商工振興、消費者行政、観光振興、環境・廃棄物対策、自然エネルギー事業、簡易水道事業、集落排水事業、農業委員会事務局などの業務を行っています。村民の生活に直接関わる事業が多いため、今後ともこれまで以上に正確な業務の執行に努めていきます。



参事兼課長
山本 利也

●環境衛生費（犬の登録事務）事業

20万円

（財源：県6万3千円 村4万1千円 その他9万6千円）

犬を飼うときは、狂犬病予防法の規定により、生涯1回のみ登録と年に1回の狂犬病予防注射の実施が、飼い主に対して義務づけられています。

佐那河内村では毎年春期、秋期に予防集合注射を実施しています。

また、迷い犬などの増加を防ぐため、飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置推進にかかる事業も行っています。

そのほか、様々な犬や猫に関する相談を受け付けています。

個人負担金（登録）……3千円／1頭
（予防注射）……3千円／1頭

●水質検査補助金（簡易水道未加入家屋）

10万円（財源：村10万円）

村内に住民登録をし、かつ居住する人で、村の簡易水道に加入していない人の家庭用飲料水の水質検査に要する費用の補助を行います。

補助金は1戸につき1万円までとしています。

●合併処理浄化槽設置整備事業補助金

141万5千円

（財源：国35万9千円 県35万9千円 村66万2千円
その他3万5千円）

合併処理浄化槽を新設する場合に、設置する浄化槽の大きさによって補助を行います。補助率や補助金額などについて、詳しくは産業環境課までお問い合わせください。

※設置する場所が集落排水事業区域内である場合は補助金は交付できません。

●リサイクル推進事業

335万円（財源：村333万5千円 その他1万5千円）



本村では、ごみの減量化対策の一環として、「生ごみ処理機」「生ごみ処理容器」を購入した村民を対象に、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

また、平成28年度から消滅型の生ごみ処理機「キエーロ」の普及を推進しています。

個人負担金

（生ゴミ処理機、容器）……1/2 補助、限度額3千円

（機械式生ゴミ処理機）……1/2 補助、限度額3万円

（キエーロ）……1千円/1台補助

●塵芥処理事業費

2,460万9千円

（財源：村2,452万9千円 その他8万円）

一般家庭から出されるゴミを収集し、民間委託により適正に処理します。今後ともごみの減量化と34分別ルール徹底に努め、リサイクルを推進します。

また、パトロールの強化などを図り、不法投棄の減少にも努めます。

●観光事業費

1,480万6千円

（財源：県27万4千円 村1,419万3千円 その他33万9千円）

ヒルトップハウスにおいて特産品販売や観光案内所の維持管理および大川原高原あじさいまつりの実施、アジサイ園の管理などを行うほか、観光パンフレットやポスターの作製により、本村の魅力をPR

して観光誘客人口増の促進を図ります。

また、本年度は大川原高原が四国八十八景に選定されたため、展望台を設置する予定となっております。

●ファームステイ研修事業

51万5千円 (財源：村51万5千円)

本村では農家の皆さんのご協力のもと、都市部に住む学生たちが農家に民泊し、農業体験を行う事業としてファームステイ研修を実施しています。学生にとっては現地で農家の暮らしや仕事を体験することを通じ、農業の実態に触れることができる貴重な機会となっています。

また、受け入れ農家の皆さんも学生と交流することで、本村の農作物を広くPRしてもらう機会を得るなど、本村農業の活性化にも寄与しています。

●商工事業費

75万円 (財源：県65万8千円 村9万2千円)

国の消費者庁などの徳島県への移転にかかる各種施策が進められるなか、県内の全市町村で消費生活センター設置に向けた取組が進められています。

本村は徳島市、石井町、神山町との1市3町村での広域連携を実施し、消費生活に関する相談業務の充実や体制の強化を図り、消費者行政を推進します。

●鳥獣害対策事業

1,907万3千円

(財源：県46万8千円 村1,797万5千円 その他63万円)

電気柵の設置に対する補助や、佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会での防護柵設置補助および大型捕獲檻の設置などを実施しています。そのほか、1年間を通し有害鳥獣捕獲許可を出しながら捕獲にも努めています。

鳥獣捕獲等専門員を1人雇用し、日頃からの見回りなどを強化するなかで、有害鳥獣類の個体数の減少をめざしています。

また、有害鳥獣類の捕獲者増加に資するため、昨年度新設した狩猟免許(わな猟)取得にかかる経費を本年度も継続して補助します。

●林業振興事業

679万5千円 (財源：県58万円 村621万5千円)

本村では、土地所有者の高齢化や村離れなどにより、土地境界が不明確であるため、間伐施業などが

進まない状況になっています。

そこで、森林の境界明確化を支援し、将来における間伐などの推進に資することを目的として、平成26年度より森林境界の明確化事業に取り組んでいます。

今年度は70ヘクタールの実施を予定しています。

【令和元年度実施予定：東山ほか】

●放牧事業

277万円 (財源：村117万2千円 その他159万8千円)

本村では、昭和36年から大川原放牧場を乳牛の放牧場として開設し、その後平成5年には公共育成牧場の整備を行い、現在は、4月下旬から11月上旬までの間、委託による和牛の放牧を実施しています。

●園内作業道整備事業

130万円 (財源：村130万円)

園内作業道の新設・舗装などを実施することにより、課題である農業者の高齢化による労働環境の改善と労働力不足の軽減を図り、集落全体の農業経営を守り、生産活動の維持、活性化に努めます。【関係者2戸以上、施工延長20m以上】

●抜根補助事業

49万円 (財源：村49万円)

果樹園の維持に資するため、改植・補植をする際の既存の古木の根株処理にかかる経費の補助を行います。

●中山間地域等直接支払制度

1,823万円 (財源：県1,358万円 村465万円)

農業生産条件が不利な中山間地域などにおいて、集落などを単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

●農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)

300万円 (財源：県300万円)

次世代を担う農業者となることを志向する人(原則50歳未満)に対し、就農直後(5年以内)の経営確立に資する資金を交付します。(年間最大150万円。)

また、栽培技術や経営確立に向けたサポートなどを行います。

●佐那河内ふれあいまつり事業

170万円 (財源：村170万円)

本村の農林業の振興と、村民の文化意識高揚を図り、産業、経済、文化の向上と、人と人とのふれあいの場を提供するため実施します。農林産物の展示・即売や文化作品展、健康まつりなどを行っています。

また、各種団体によるバザーや、協賛のレクリエーション・スポーツ大会などもあります。

●地域おこし協力隊事業

216万6千円

(財源：村216万6千円 (特別交付税措置あり))

農業に興味があり、将来本村で就農や農業指導を志す新たな人材を、農業研修生として受け入れます。

現在、果樹などの栽培技術習得をめざした地域おこし協力隊が1人活動しています。

●佐那河内果樹アグリスクール事業

20万円 (財源：村20万円)

果樹栽培に興味のあるUターン・Iターン者や新規就農者、担い手などを対象に、栽培技術の向上や継承を目的として、村内外の講師を迎え、座学と実習など年間11回の講座を開催します。

●転作推進事業

40万円 (財源：県31万円 村9万円)

佐那河内村、徳島市農業協同組合などの構成員からなる佐那河内村農業再生協議会に補助金を交付し、協議会で経営所得安定対策(転作)の推進にかかる事務や、需要に応じた作物の生産方針の策定および作物の転作現地確認などを行います。

また、制度の周知パンフレットや加入申請書などの配布を行います。

●耕作放棄地対策事業

15万円 (財源：村15万円)

耕作放棄地の地力維持・増進と地域の景観維持のため、耕作されていない農地(田畑)にレンゲやヘアリーベッチ、コスモスなどの景観作物を植える団体などに対し、1aあたり1,500円の補助金の交付を

行います。(最低面積1a)

●農業委員会

619万4千円

(財源：221万9千円 県38万円 村350万5千円
その他9万円)

農地の売買や貸借などの権利移動、および農地転用に伴う農地法などの許可業務を中心とした農地行政を担っています。

地域の農地利用の合意形成を推進するとともに、農地パトロールなどによる実態把握を行い、遊休農地の解消や担い手の育成、農地の集約化などに取り組んでいきます。

●簡易水道等施設管理事業

2,296万7千円

(財源：起債500万円 村1,794万7千円 その他2万円)

簡易水道の施設を管理するための費用で、未普及地の解消を図るための事業も行います。

●給配水管、施設等修繕事業

500万円 (財源：村500万円)

安全・安心な水を安定して供給するため、管路の維持管理並びに漏水などの速やかな解消を図るため実施します。

簡易水道事業

本村の農業集落排水事業は現在4箇所の施設があり、宮前地区汚水処理場では、平成28年度に仁井田地区を統合したうえで、平成28年度から平成30年度にかけ機能強化事業を実施してきました。

農業集落排水事業を取り巻く環境は、各地区施設の老朽化の進行などにより厳しさを増していますが、逐次補修などを行いながら適正な管理に努めています。

= 農地利用最適化推進委員 =

河原 功 大岩和久 池田吉信 中野 實

= 農業委員会委員 =

星山隆啓 山本光雄 日下正人 笠井博美
國原和彦 長江 操 大西克史 森本允補
大仲香織 松長 護

住民税務課

住民税務課では、戸籍・住民登録に関する届出や個人番号カードの受付、戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明などの発行、国民年金手続きなど窓口業務と、選挙管理委員会事務局、そして村民生活に直接関わる行政活動の貴重な財源となる村税の課税・徴収業務などを行っています。

窓口業務は役場の中でも一番村民の皆さまが来庁される機会が多いことから、真摯な姿勢と丁寧な対応を心がけています。

また納税は国民の義務であり、むらづくりの礎であることから、今後も村税収入の確保と滞納解消に努めていきます。



= 選挙管理委員会 =

委員長 栗坂健郎

職務代理 巨 勝信

委員 森崎 茂

委員 青木正人



課長 佐河 敦

●出生祝金贈呈事業

80万円 (財源：村80万円)

新生児の出生を祝福し、祝金と祝品を贈呈します。
(村に1年以上居住などの要件があります。)

- ・祝金 第1子・第2子5万円、第3子以降10万円
- ・祝品 古代米(縁起米)のセット

- ・補助金の額 12歳以上 個人負担金4万円との差額を補助
- 12歳未満 個人負担金2万円との差額を補助
- 死胎 個人負担金1万5千円との差額を補助

※小松島葬斎場を利用した場合は、村が前もって負担金を納めている為、村補助金としての交付はありません。

●児童手当事業

2,460万円

(財源：国1,698万円 県379万円 村383万円)

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母そのほかの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している人に支給されます。

- ・3歳未満 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了まで 第2子まで1万円、第3子以降1万5千円
- ・小学校修了後中学校修了まで 1万円
- ・特例給付(所得制限) 5千円

●ふるさと住民票事業

30万円 (財源：村30万円)

村外に在住の人で、村に愛着を持ち、積極的に関わりたいと考える人に「ふるさと住民カード」を発行し、村づくりへの参加の機会などのサービスを提供します。

様々な生き方をしている人たちと村との具体的なつながりを築き輪を広げ、継続したふるさと納税やUターン・移住促進など、村の活性化につながることをめざしています。

●火葬料補助事業

33万円 (財源：村33万円)

村に住民登録されている人が死亡し火葬された場合に、火葬を行った人に対して、その費用の一部として火葬料補助金を交付します。

●人権啓発活動地方委託事業

51万円 (財源：県50万円 村1万円)

徳島県が佐那河内村において、住民に親しみやすく、かつ参加しやすい要素を取り入れつつ、地域に密着した多様な人権活動を実施するものです。佐那河内村は、徳島県より委託を受けて事業実施します。

本年度は、人権啓発の講演会、人権標語の入ったうちわや図書の配布などを行います。

建設課

建設課は、村民の皆さまが快適な移動空間が確保出来るよう、次の事業を行っています。

- ・村道の改良・維持・補修事業
- ・農地・農業用施設・林道施設・公共土木施設の被災した場合には、災害復旧事業
- ・土地境界明確化のための国土調査事業
- ・地震等の対応のための木造住宅耐震化事業や危険ブロック塀安全対策支援事業

本年度もこれらの事業を推進し、皆さまが安心して生活出来るよう適確な業務を行います。



課長 橋 孝治

●村道整備事業

2,500万円 (財源：村2,500万円)

比較的小規模な道路拡幅・改良事業で村単独費で行う事業です。

●村道維持補修事業

1,500万円 (財源：村1,500万円)

村道の舗装・擁壁・側溝などの維持修繕やカーブミラー・ガードレールなどの設置を行うための事業です。

●社会資本基盤総合交付金事業

2,500万円

(財源：国1,309万円 村691万円 その他500万円)

国の補助を受けて村内の全橋梁 140 橋のうち、本年度は 73 橋の点検を行います。また、村道滝バタ線(中溝橋)の改修工事を行います。

●過疎対策事業

1億2,800万円

(財源：村510万円 その他1億2,290万円)

国から過疎対策の予算を借り入れ、村道改良や舗装工事を行います。1路線で100m以上の施工延長が必要となります。

令和元年度は村道馬越支線・村道東山線・村道東山本線・村道中分中央線・村道大川原線・村道御間津山線および村道中尾谷線の7路線の道路改良工事や舗装工事を計画しています。

●県単土地改良事業

1,200万円 (財源：県360万円 村840万円)

農道や用排水路の改修・新設する工事で、県補助金・地元分担金・村費により実施する事業です。



令和元年度は、漏水の激しい大西地区の排水路を改修します。このことにより農地への不必要な水の流入が遮断され農地などの崩壊の防止が図られます。

●県単治山復旧事業

250万円 (財源：県100万円 村150万円)

県の補助を受けて山地の崩壊防止工事を行います。本年度は、奥川股地区において、前年度県営事業により実施した治山復旧工事の上部への流路工を施工します。このことにより、山腹からの流水による道路などへの落石・崩壊流入土砂を防ぐ効果があります。

●災害復旧事業

2,264万円

(財源：国300万円 県210万円 村1,554万円
その他200万円)

農地・農業用施設・林道施設および公共土木施設において、台風・豪雨などにより被災した場合に、国の補助を受けて行う事業です。



●住宅リフォーム補助事業

300万円 (財源：村10万円 その他290万円)

村内に1年以上居住している住宅リフォームに要する経費の補助事業です。施工業者は村内業者は村内に住宅登録をしている個人事業者に限ります。

補助金限度額30万円、補助率は工事費により20%～40%以内です。

●地籍調査事業

2,135万円

(財源：国954万8千円 県477万4千円 村702万8千円)

令和元年度は府能地区・府能山地区の調査を予定しています。

平成30年度末現在の村内全体での進捗率は15.2%です。

●水源の里交付金事業

120万円 (財源：村120万円)

水源の里交付金は、道路愛護作業や河川清掃など年間を通じての地域における活性化活動などの共同取組や、従来村が配付していた凍結防止剤の購入費用にあてて頂くものです。

●木造住宅耐震関係事業

514万3千円

(財源：国215万6千円 県127万8千円 村170万9千円)

●木造住宅耐震診断事業

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、村内に居住しているまたは村外から移住予定で改修後に居住する住宅が対象となります。耐震診断および耐震診断結果の検査に要する費用です。

1件当たり事業費4万円、自己負担3千円。

●木造住宅耐震補強計画事業

住宅耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅の補強プランと工事費の概算見積もりを提案し、改

修工事につなげる支援事業です。耐震診断の申し込み時にこの補強計画も合わせて申し込まれるとスムーズに補強プランを提示してもらえます。なお、住宅住み替え支援を希望される人は申し込みできません。また、平成29年度以前に耐震診断を受けている人もこの事業を活用できます。

1件当たり事業費6万円、自己負担は不要。

●木造住宅耐震改修事業

木造住宅耐震診断で評点が1.0未満と診断された住宅で、高さ1.5m以上の固定されていない家具をすべて固定する工事と併せて評点を1.0以上にするものであり、更に地震が発生した際に火災の原因となる電気を遮断する感診ブレーカーの設置が義務づけられます。

補助金限度額130万円、補助率4/5以内。

●住まいの安心・安全なリフォーム支援事業

木造住宅耐震診断で評点が1.0未満と診断された住宅で、高さ1.5m以上の固定されていない家具をすべて固定する工事と併せてリフォーム工事を行い、評点0.7以上まで耐震化する事業です。

補助金限度額60万円、補助率4/5以内。

●耐震シェルター普及促進モデル事業

木造住宅耐震診断で評点が1.0未満と診断された住宅で、高さ1.5m以上の固定されていない家具をすべて固定する工事を併せて耐震シェルターの設置に要する経費で、工事現場を見学会などの耐震化PRの場に提供、または啓発モニターとして出前講座に協力できる人が事業の対象となります。

補助金限度額80万円、補助率4/5以内。

●住宅住み替え支援事業

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断で評点が0.7未満と判定された住宅の建替または他所(村内に限る)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事に要する経費です。

補助金限度額30万円、補助率2/5以内。



健康福祉課

健康福祉課は、高齢者福祉業務、子ども・子育て支援事業、障がい者総合支援事業、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険の保険証の交付および保険給付、健康増進事業、母子保健事業、予防接種業務、民生委員・児童委員協議会などの業務を行っています。

村民の皆さまに身近な福祉サービスの提供ができるよう、努めてまいります。

課長 青木 和代



笑顔での対応を心がけています。
お気軽にご相談ください。



●お母さんと子どもの健康診査と育児支援事業

300万円 (財源：村300万円)

妊娠中から就学前の乳幼児を対象に、健康で元気な身体活動ができるように、各種健康診査などを行っています。

・母子健康手帳の発行

・妊婦一般健康診査

14回分の妊婦一般健康診査費を助成します。

・新生児聴力検査（平成30年度から実施）

・乳児健康診査

医療機関で2回、集団で実施する乳児健康診査・股関節脱臼検診を行っています。

・1歳6ヶ月時健康診査・3歳児健康診査を行っています。

・乳幼児相談・離乳食講習会

保健師・栄養士・歯科衛生士による相談を年11回行っています。

・乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業

生後4ヶ月までの乳児家庭を保健師が、育児不安の解消や育児相談・育児支援のため訪問しています。



●不妊治療に対する補助

60万円 (財源：村60万円)

徳島県が実施するこのとり応援事業の決定を受け、徳島県以外の地方公共団体から特定不妊治療の助成をうけていない人に対し、治療の一部を助成しています。1回の治療につき10万円を限度とします。

●ファミリー・サポート・センター事業

20万円 (財源：村20万円)

育児・仕事、社会活動などを両立して、子育てしやすい環境をつくるために、「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」が会員として登録し、有償で相互に助け合う支援事業です。

徳島ファミリー・サポート・センターにお気軽にお問い合わせください。

電話 088-611-1551

FAX 088-611-3323

●病児保育事業

50万円 (財源：村50万円)

お子さんが病氣中や病氣の回復期にあつて、保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育できないときに、お子さんを一時的に預かる事業です。

お住まいの市町村に関係なく、実施施設（10カ所）で利用できます。〔徳島県、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の2市8町1村で病児保育の広域利用に関する協定を結んでいます。〕

●子育て短期支援事業

5万円

（財源：国1万6千円 県1万6千円 村1万6千円 その他2千円）

家庭での養育が一時的に困難となった児童、または緊急一時的に保護を必要とする母子、保護者の仕事などの理由により、平日夜間または休日に不在となる家庭などの児童などを、児童福祉施設などにおいて、一定期間、養育、保護することにより児童およびその家庭の福祉の向上を図っています。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養育等（トワイライト）事業があります。

●放課後児童対策事業（学童児童クラブ）

540万円

（財源：国80万円 県80万円 村140万円 保育料240万円）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学児童に対して、学童保育をすることで放課後などの適切な遊びや生活の場、安心して過ごせる場を提供しています。

●子どもはぐくみ医療費助成事業

1,008万円（財源：県366万円 村642万円）

18歳に達する年度の3月末日までの子どもの医療費の自己負担分を助成しています。

●重度障がい者・ひとり親家庭等医療費助成事業

830万円（財源：県415万円 村415万円）

重度心身障がい者、ひとり親家庭の保護者とその子どもへの医療費の一部または全部を助成し、病気の早期発見や、治療を行い健康の増進を図ります。

●養育医療給付事業

20万円（財源：国10万円 県5万円 村5万円）

医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療を給付することにより、未熟児の健康の増進を図るために実施しています。

この制度の対象になるかどうかは、養育医療機関の医師が判断します。

●更生医療

50万円

（財源：国25万円 県12万5千円 村12万5千円）

身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる場合、医療費の自己負担額の軽減をします。

●障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

6,982万円

（財源：国3,491万円 県1,745万円 村1,746万円）

障がい者総合支援法の施行に伴い、障がいの種別（身体・知的・精神・難病）にかかわらず必要なサービスを利用できるよう、サービス利用の仕組みが一元化されました。

サービスを利用したら、サービスにかかる経費の原則1割を利用者が負担します。ただし、利用者の所得に応じて負担上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

●補装具費

100万円（財源：国50万円 県25万円 村25万円）

身体障がい者や身体障がい児の人に、車いす、補聴器、義肢、補装具などの購入及び修理に要する費用の支給を行っています。対象者の負担は原則1割です。

●移動支援事業

260万円（財源：国130万円 県65万円 村65万円）

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。対象者の負担は原則1割です。

〔例〕買い物、散歩など。

●日常生活用具給付等事業

180万円（財源：国90万円 県45万円 村45万円）

日常生活の便宜を図るための用具の給付などを行います。対象者の負担は原則1割です。

〔例〕排泄管理支援用具（ストーマ用品など）、入浴補助用具など。

●障がい児通園事業

800万円

(財源：国400万円 県200万円 村200万円)

在宅の障がい児の人が、地域生活を可能とするために、必要な通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の提供を受けたとき、その費用の支給を行っています。対象者負担は原則1割です。

●高齢者等外出支援助成事業

540万円 (財源：村131万円 その他409万円)

65歳以上で自ら自動車を運転できない人などを対象に、タクシーチケットやバス無料乗車証を交付し、外出支援を行っています。

●ほのぼの介護手当

144万円 (財源：村144万円)

在宅の要介護者（要介護3以上など）を介護している人に対し、1月当たり8千円の介護手当を支給します。

●敬老年金

491万円 (財源：村491万円)

長寿を祝福するために、敬老年金をお贈りしています。

75歳から79歳の人	5千円
80歳から84歳の人	7千円
85歳以上の人	1万円

●大人の各種健康診査

464万円 (財源：村431万円 その他33万円)

病気の早期発見、早期治療のために各種健康診査を行います。

20歳を過ぎたら子宮がん検診、40歳を過ぎたら各種健康診査を受けましょう。

●子どもと大人の予防接種

718万円 (財源：村718万円)

●子ども向けの定期接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなるがありますが、予防接種で予防できる病気もあ

ります。

定期接種は県内医療機関で無料で受けられます。

●大人向けの予防接種

季節性インフルエンザ予防接種は65歳以上の人、60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいのある人に助成しています。

肺炎球菌ワクチンは、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・101歳以上となる人で、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン未接種の人に助成しています。

●風しん追加的対策

風しん・先天性風しん症候群の発症予防を目的に、抗体保有率の低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しん抗体検査および風しん定期接種を2019年から2022年の3年間限定で実施します。

対象者には、クーポン券を送付、全国の委託医療機関で受けることができます。

国1/2、村1/2で負担。

国民健康保険事業

●保険給付について

被保険者の人については以下のような場合に保険の給付を受けることができます。平成30年度の医療費総額はおよそ2億2,640万円となっており、令和元年度は総額2億2,527万円を計上しています。

●療養の給付

1億9千万円 (財源：県1億9千万円)

被保険者が医療機関で診療を受けた場合、医療費の3割から1割について一部自己負担していただき、残りの7割から9割を国保が負担します。

被保険者の区分	一部負担金の割合
義務教育就学～69歳	3割
0歳～義務教育就学前	2割
70歳～74歳	2割
70歳～74歳（昭和19年4月1日以前に生まれた人）	1割
70歳～74歳（現役並み所得者）	3割

●療養費の支給

410万円 (財源：県410万円)

保険証を持たずに診療を受けた場合や医師が治療上必要と認めたコルセットの費用などについては、いったん被保険者に全額を自己負担していただきます。その後市町村へ申請いただき、審査決定したのちに保険給付分を支給します。

●高額療養費制度

2,790万円 (財源：県2,790万円)

医療機関で支払った医療費（一部負担金）の合計が一定の基準額（自己負担限度額）を超えたときに、自己負担限度額を超えた額について申請いただくことで払い戻しを行います。

医療費が高額になる場合、診療を受ける前に限度額適用申請を行い、限度額適用認定証の交付を受ければ、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

●出産育児一時金

126万円 (財源：村126万円)

被保険者が出産したときに申請いただくことで、出生児1人ごとに42万円が支給されます。

●葬祭費

50万円 (財源：村50万円)

被保険者が死亡したときに申請いただくことで、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

●移送費

10万円 (財源：県10万円)

重病人の入院や転院などで移送したときに申請いただくことで、国保で必要と認められた場合について算定された額が支給されます。

●第三者行為求償制度

被保険者が交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）によって負傷または死亡した場合に国保を利用して治療を行い、国保が負担した医療費を後で加害者に請求する制度になります。

上記のような場合には必ず「第三者行為による傷病届」を提出いただくようお願いします。

国民健康保険 保健事業

●特定健康診査等保健事業

186万円 (財源：県130万円 村56万円)

40歳から74歳の国保加入者（被保険者）を対象に特定健康診査、保健指導などを通じて生活習慣病の発症予防・重症化予防をすることを目的としています。……個人負担金1千円

平成30年度からは、昨年度特定健康診査を受診された方で国保を脱退していない人と今年度に40歳になれる人については自己負担金分のクーポン券を配布しています。

●脳ドック助成事業

54万円 (財源：村54万円)

40歳から74歳の被保険者を対象に、重症化しやすい脳・脳血管疾患の早期発見のための脳ドック受診の助成を行っています。……個人負担金3千円
2年に1回の助成となるため、平成30年度に助成を受けた人については対象となりません。

●ヤング健診

19万円 (財源：村19万円)

健康診断を受ける機会の少ない20歳から39歳を対象に、特定健康診査を実施しています。

……個人負担金1千円

介護保険事業

●介護給付事業

3億10万円

(財源：1号被保険者保険料5,947万円 国7,470万円 県4,686万円 村3,804万円 2号被保険者保険料8,103万円)

居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスや住宅改修、福祉用具の支給などを行っています。

●包括的支援事業

934万円

(財源：国392万円 県179万円 村183万円 その他180万円)

地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進事業、生活介護サービスの体制整備、認知症施策の推進などの取組をしています。

保育所

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る事を目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場です。その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護および教育を一体的に行っています。そして、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の皆さまとの連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援も行っています。



所長 濱本富美子



— 夏野菜の苗植え —



— 子どもみこし —



— クリスマス会 —



— 新春餅つき大会 —

企画政策課

企画政策課では、地方創生、ふるさと納税、広報・広聴、定住、移住交流事業時代に合った村づくり事業、また住民の皆さまの地域づくり、村づくりを支援させていただきますのでよろしくお願いします。

「佐那河内」と呼ばれて、まもなく1,000年を迎えようとしています。未来にむけて、豊かな村がつづくよう心がけ、がんばっていきます。



参事兼課長
安藝 肇



住民の幸福な暮らしが成り立ち、満足される佐那河内村を守り創造することを目標にします。
よろしくお願いします。

●村づくり住民活動事業

200万円 (財源：村200万円)

村では、地域づくりに関する事業を行う団体に対し、50万円を限度として補助金を交付します。常会などで、地域の活性化に関する事業を計画する場合、ぜひご検討ください。

●移住定住支援に関する空き家改修等補助金

300万円 (財源：村300万円)

村内に移住される人が空き家を活用される場合、各件に応じて、補助金を支出します。

●集落再生空き家活用促進事業

300万円 (財源：村300万円)

複数の常会や有志で移住支援に関する地域活動団体が、空き家物件を活用した地域活性化を支援する場合に補助金を交付します。

●定住支援新築等補助事業 (新築、増改築、用地取得)

1,500万円 (財源：村1,500万円)

村内在住もしくは移住者が定住して、子育てなどを目的とする世帯の新築に対して補助金を交付します。条件に応じて加算有り、最高400万円。

●地域おこし協力隊事業

11,500千円
(財源：村費11,500千円 (特別交付税措置あり))

地域おこし協力隊を2人雇用し、ふるさとと商品の開発、村のイベント企画など、地域とともに活躍しています。

村の発展に向け、新しい視点で事業に取り組んでいます。



教育委員会事務局

「夢をもち 学び続けるたのしさを理解し 豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」を村全体で推進するため、保育所および小中学校が密接に連携し、子どもたちの発達段階や個人差に応じて、明確な目標のもと確かな学力・運動能力の習得ができる教育の実現とさまざまな体験活動などを通して心豊かな人間性と、社会性を育むことができる学校教育の創造に努めています。

また、子どもたちの明るい笑顔と未来のために、家庭教育支援の取組を応援し、村全体で子どもを育む輪が広がるよう努めていきます。

さらに、社会教育においては、互いの人権を尊重しながら、変化する社会に対応できる郷土愛豊かな人間育成を図るため、多様な村民ニーズに応える学習活動や、体験活動などに取組んでいます。



= 教育委員 =

教育長

大島 千文

教育長職務代理者

東野 弘之

委員

日下 輝彦

委員

安藝 和子

委員

久米 愛



参事兼教育次長
梯 卓義

●小中一貫教育事業

1,680万円 (財源：村1,680万円)

平成 30 年 4 月より、佐那河内小学校と佐那河内中学校では、併設型の小中一貫教育を施しています。2 年目を迎える今年度は、安定した学校経営やきめ細やかな学習 (T2、T3 体制) などを推進します。

●英語教育指導事業

630万円 (財源：村330万円 その他300万円)

平成 30 年度からの小中一貫教育の導入による英語教育の充実や国の進める英語教育の抜本的改革への対応など、英語教育を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。専門監を配置し、これまで以上の英語教育の充実とともに、英語教育課題などの解消を図ります。



●学校給食費補助事業

100万円 (財源：その他100万円)

学校給食を通じて子どもや保護者が健全な食生活や望ましい食習慣などを養うこと、これまで以上の地産地消の充実、現行給食費 (小学校 280 円 / 中学校 310 円) の据え置きなど、魅力ある学校給食をめざします。

●検定料補助事業

30万円 (財源：村30万円)

漢字検定受験料および英語検定受験料に対して、1 年度につき 1 回全額補助する事業です。

●小中一貫教育 (徳島モデル) 推進事業

80万円 (財源：県40万円 村40万円)

同一敷地内にある小中一体型の小中一貫教育についてモデル地域を指定して調査研究を行うとともに、「徳島モデル」を県内に普及するための取組を推進する事業です。

●入学祝金支給事業

93万円 (財源: 村93万円)

子育て家庭を支援するために、佐那河内小学校・中学校に入学する児童および生徒などの保護者に、入学祝金(3万円)を支給します。

●伝統文化親子教室事業

60万円 (財源: 国60万円)

地域の伝統芸能である獅子舞や楽車太鼓などを体験できる教室を開催します。子どもたちが地域に誇りを持ち、地域の生きがいや希望へとつなげるとともに、地域の人財のつながりの構築をめざします。

●地域おこし協力隊事業

500万円 (財源: 村500万円 (特別交付税措置あり))

地域おこし協力隊を1人雇用し、放課後英語活動を行っています。グローバルな視野を持ち、地域で活躍できる、グローバルな資質を育てるために、英語に特化した英語活動を取組んでいます。

●準要保護児童生徒就学援助費

140万円 (財源: 村140万円) 小学校

180万円 (財源: 村180万円) 中学校

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

学校給食センター

給食センターでは、佐那河内村の特産物・名産物を多く使用し、安全で栄養豊かな給食を作っています。佐那河内村の自然のなか、生産者さんが手塩にかけて育てられた野菜や果物のほか、こんにゃくや豆腐、赤みそ、もちなどの食材も納入いただいています。佐那河内の良さを子どもたちが十分に味わえるよう、給食センター一同、これからも「さなごうち」をアピールした給食作りを取組めます。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。



所長 大島 千文



このように大きな釜を3釜使用して、子どもたちへの愛情を込めて作っています。

お知らせ

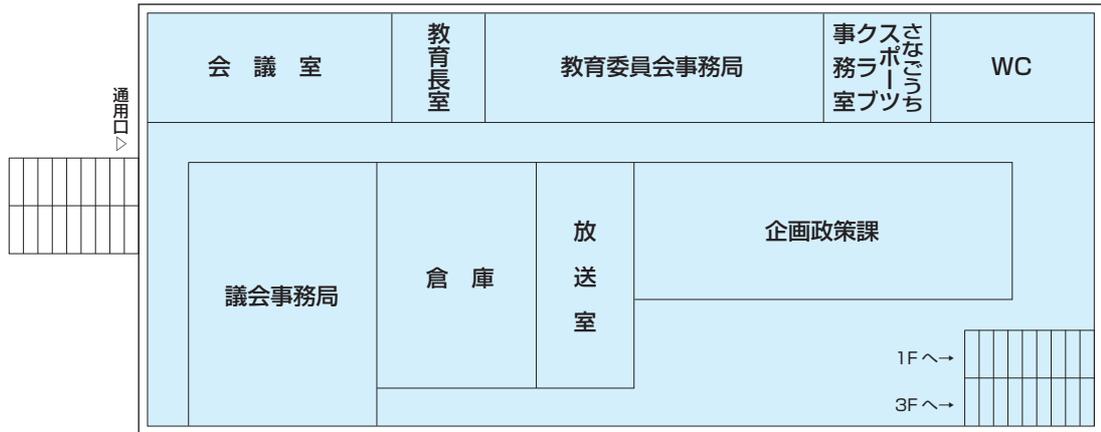
- ・毎月19日(食育の日)は、ラッキーキャロットの日です。子どもたちが給食の中に隠された数枚のかわいい形の人参(ラッキーキャロット)を探し、楽しく食に親しむことができるよう工夫しています。
- ・毎日の給食の放送で、その日の給食に使われた食材の紹介や調理の様子などをお知らせしています。また、行事食などでは、食についての子どもの意識を高めるため元気レンジャーなどが給食時間に登場し、楽しく学べるようにしています。
- ・今年度から大椀が新食器になりました。
- ・毎年9月は、小学1年生の保護者の皆さまを対象に、給食試食会を実施しています。



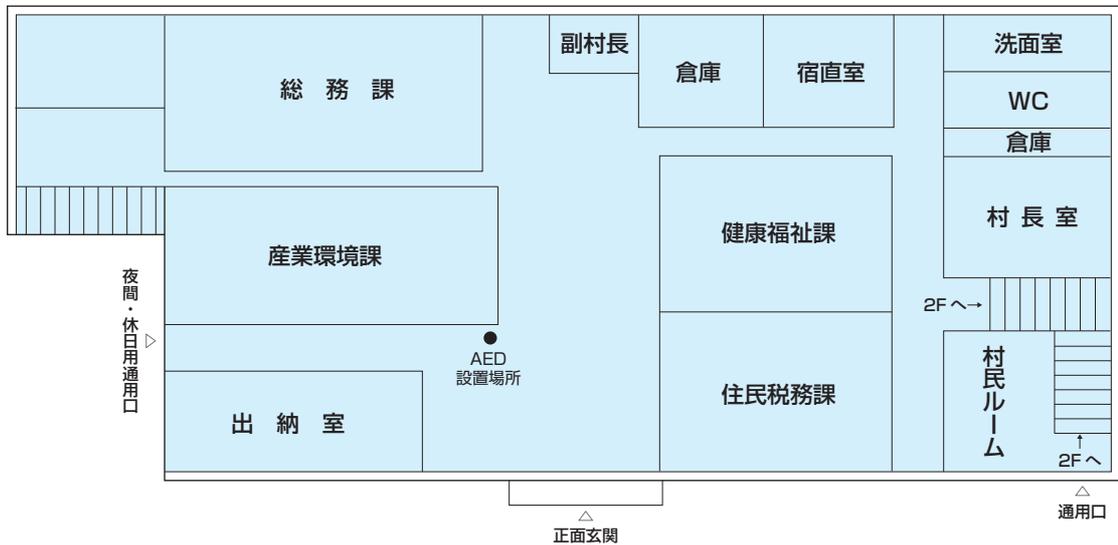
現庁舎の案内図

令和元年6月現在

村役場2階



村役場1階



農業総合振興センター1階



お問合せ

議会事務局	679 - 2152	総務課	679 - 2113
産業環境課	679 - 2115	建設課	679 - 2970
住民税務課	679 - 2114	健康福祉課	679 - 2971
保育所	679 - 2217	社会福祉協議会	679 - 2304
企画政策課	679 - 2973	教育委員会	679 - 2817
出納室	679 - 2972	学校給食センター	679 - 2317
代表	679 - 2111 (IP5000 ~ 5004)	FAX	679 - 2125



佐那河内村

救急要請 679 - 3999